

## 仕 様 書 (案)

1 入札番号 総病管第 126 号

2 物品の名称及び予定数量

No.	名称	規格	発注単位	予定数量
1	液体酸素	1 m <sup>3</sup>	1 m <sup>3</sup>	153, 203
2	医療用酸素ガス	500L	1 本	5, 855
3	医療用酸素ガス	1500L	1 本	9
4	笑気ガス	30KG	1 本	1
5	窒素ガス	7 m <sup>3</sup>	1 本	185
6	ダイサイド	H2O 30KG	1 本	24
7	医療用炭酸ガス	2. 5KG	1 本	279
8	炭酸ガス	30KG	1 本	3
9	医療用炭酸ガス	7KG	1 本	1
10	液体窒素	5L	1 本	133
11	混合ガス 7000 L	10%H2 10%CO2 80%N2	1 本	5

3 納入場所 当院指定場所

4 契約期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

5 見積物品の条件等

- 1) 見積物品は見積書の名称と規格に定められたものとし、治療・測定検査等に対し安全が確保されたものであること。
- 2) 見積物品 No. 1 ~ 4、6、7、9については製造販売業者（薬事法改正後のみなし可。以下同）の供給が保証されたもので、かつ、製造販売業者による成分分析がされているものであること。

6 納入の方法及び留意事項

- 1) 販売店の納入担当者は発注を受けた物品を、指定された日時・場所・数量を発注者の了承の上、迅速に納入するものとする。
- 2) 販売店の納入担当者は納入時において医療ガス受入設備の運転状況を点検し、漏れ等異常の無いことを確認すること。又、火災・その他の事故防止について十分な注意を

払うものとする。なお、建物・設備機器等、本病院に損害を与えた場合は販売店がその損害を賠償しなければならない。

- 3) 販売店は、納入にあたって、「高圧ガス保安法」に準拠した車両を使用し、関係法令を厳守すること。
- 4) 販売店の代表者は納入担当者に本業務の重要性を十分に認識させ、高圧ガス保安法等関係法令を厳守させること。同法違反を当院関係者が確認した時は、契約期間内であっても契約を破棄することが出来る。これによって生じた販売店の損害は補償しない。
- 5) 見積物品 No.1 のタンクローリー車による納入の場合は、前項条件を満たす製造販売業者によるタンクローリー車の運転者が販売店に代わり充填業務を行うものとする。なお、販売店はその作業を監督し、連帯して責任を負う。

## 7 その他

- 1) 入札金額は見積物品の単価に数量をかけたものの総額とすること。なお、数量は平成 26 年 4 月～平成 26 年 12 月までの実績を元に算出しているため、実際の発注より増減する可能性がある。
- 2) 本仕様書に記載した事項全てを実施すること、また本仕様書に定めない事項について疑義が生じた場合は、当院担当職員に照会しその指示に従うこと。本仕様書の記載事項に反した場合もしくは本病院担当職員の指示に従わなかったときは、契約期間内であっても契約を破棄することが出来る。尚、これによって生じた販売店の損害は補償しない。